

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人佐野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員、評議員（以下「役員等」という。）及び評議員選任・解任委員に対する報酬及び費用弁償並びに各種委員会等の構成員に対する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事（以下「常務理事」という。）とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何は問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、常勤の公務員及び本会職員を兼務し、給与等が支給されている役員等及び評議員選任・解任委員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等及び評議員選任・解任委員に対する報酬等については、次の各号に定めるところとする。

- (1) 常務理事に対する報酬等については、別表第1に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び常務理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前の営業日）とする。

- 2 非常勤の役員等及び評議員選任・解任委員に対する報酬等は、必要の都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 各種委員会等の構成員が会議等に出席する場合は別表第3に定める額を費用弁償として支給する。ただし、常勤の公務員及び本会職員を兼務し、給与等が支給されている者に対しては、費用弁償は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合は報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

区 分	金 額
常務理事	月額 240,000円以内

別表第2（非常勤の役員等及び評議員選任・解任委員の報酬）

区 分	金 額
会長（社会福祉法に定める理事長）	月額50,000円
理事（会長を除く）	日額 3,000円
監事	日額 3,000円
評議員	日額 3,000円
評議員選任・解任委員	日額 3,000円

別表第3（各種委員会等の構成員の費用弁償）

区 分	金 額
会議等への出席	日額 3,000円